

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日に人材派遣業等を営むA所在の会社Bに採用され、派遣先であるC会社（以下「会社」という。）において、IP電話の保守を行う業務に従事していた。

請求人によれば、長時間労働と平成〇年〇月〇日取引先において発生したシステム障害の対応をしたことにより、平成〇年〇月中旬頃から食欲の減退、体重の減少、おう吐、ろれつが回らない、判断に時間が掛かるなどを自覚し、平成〇年〇月〇日D病院に受診し、同年〇月〇日にはEクリニックに受診したところ、「うつ病」（ICD-10の診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」）（以下「本件疾病」という。）と診断された。

その後、請求人は、平成〇年〇月から休職し、復帰と休職を繰り返した結果、平成〇年〇月〇日退職となった。

請求人は、本件疾病の発病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した本件疾病は業務に起因することの明らかな疾病とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、人員がほとんどいなくなって、請求人がほとんどの仕事をしなくてはいけなくなったという事情が考慮されていない旨主張している。

請求人は、平成〇年〇月〇日付けの聴取書において、「平成〇年〇月に会社に行った当初は6人体制であったが、徐々に人員が減ってきて、職務を執行する人数が2人になった。」旨述べているが、業務による心理的負荷の強度の評価期間である本件疾病の発病前おおむね6か月間（発病した平成〇年〇月下旬前6か月間）における業務の状況は不明であり、また、人員が少なくなって請求人がほとんどの仕事をしなくてはいけなくなったと述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、さらに、具体的に仕事の分担状況やどのような仕事内容の変化があったのかについても明確ではないことから、請求人に業務上どの程度の心理的負荷があったかを判断することはできない。仮に、人員が減少したことにより業務量が増えたとしても、そのことは一般的には労働時間に反映されるものであり、請求人の場合自宅への持ち帰り残業をするなど、長時間労働をしたと主張するものの、具体的な成果は提出されていない。当審査会としても、本件疾病の発病前6か月間における時間外労働時間数の状況については、決定書理由第2の2の(2)のイで説示しているとおりであると判断する。そ

れによると、1か月当たり、最大で発病前6か月前の56時間30分、最小で発病前3か月前の22時間であることから、80時間を超えない範囲での変化であって、当審査会としても、その心理的負荷の強度は「中」であるとの審査官の判断は妥当であると判断するものであり、請求人の主張は認められない。

(2) そして、当審査会は、業務による出来事（「長時間労働」、「システム障害の対応」及び「同僚からの嫌がらせ」）の心理的負荷の全体評価については、決定書理由第2の2の(2)のイで説示しているとおおり、「中」程度であり、そして、同エで説示するように、業務による心理的負荷の強度は「強」には至らず、本件疾病と業務との間に相当因果関係は認められない旨の審査官の結論は妥当であると判断する。

3 以上のおおり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないことから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおおり裁決する。